

第12期第1回福岡県個人情報保護審議会第二部会（住基・番号法部会）会議録

1 開催日時

平成27年1月20日（火） 午前10時00分から

2 開催場所

行政棟10階特1会議室

3 出席者（五十音順）

石坂 裕 毅 委員
岡本 博 志 部会長
櫻井 幸 一 委員
溝田 明 美 委員
森 咲 子 委員

4 審議事項

- (1) マイナンバー制度の概要及び情報連携の仕組みについて
- (2) 特定個人情報保護評価について
- (3) その他

5 会議の内容

【岡本部会長】

定足数を満たしておりますので、本日の審議を始めます。

この福岡県個人情報保護審議会は第一部会と第二部会に分かれて、それぞれの部会に属する委員が指名されていますが、第二部会がめったに開かれることがありませんので、久しぶりだと思いますが、ただいまから福岡県個人情報保護審議会第二部会（住基・番号法部会）を開催いたします。

議事に入る前に、お手元に平成26年度事務局職員名簿が配付されていると思います。事務局として、県民情報広報課以外に市町村支援課が入るのですが、本日は番号法関係の審議ということで、情報政策課の担当の皆さんがいらっしゃっておりますので、自己紹介等をお願いいたします。

【事務局】

今、部会長からお話がありました、マイナンバー制度を担当しています福岡県情報政策課情報企画監の古保里と申します。

マイナンバー制度につきましては、本年10月に個人番号の付番を通知、来年1月からこの個人番号の利用開始ということでスケジュールが決まっております、これに向けて、県では情報政策課に番号制度推進班を置き、制度導入に向けた準備を進めているところです。このマイナンバー制度の導入に当たりましては、新しく付番されました個人番号を含む個人情報、これを特定個人情報と呼びますが、この保護措置の一環として、県は特定個人情報保護評価を行うことになっております。この評価における手続の中で

有識者の方から御意見を伺うことになっておりまして、これを個人情報保護審議会で行っていただくことになりました。

具体的な対象としましては、まず税務課所管の税務関係事務、次いで、市町村支援課所管の住基ネット関係事務を対象としております。

本日は、それに先立ちまして、マイナンバー制度の概要につきまして御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

他に、マイナンバーを担当します情報政策課の職員を紹介させていただきます。

番号制度推進班班長をしています竹山と申します。よろしくお願いいたします。

番号制度推進班の江島と申します。よろしくお願いいたします。

番号制度推進班の笠野と申します。よろしくお願いいたします。

【岡本部長】

それでは、本日の審議に入ります。お手元に次第がありますが、「マイナンバー制度の概要及び情報連携の仕組みについて」、「特定個人情報保護評価について」、最後は「その他」ということをございますので、順次審議します。

○ マイナンバー制度の概要及び情報連携の仕組みについて

【岡本部長】

まず、議題1「マイナンバー制度の概要及び情報連携の仕組みについて」ということです。まず事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

まず、マイナンバー制度につきまして、資料1で説明いたします。

タイトルが、「マイナンバー制度の概要」となっておりますけれども、初めに「マイナンバー」という用語につきまして説明をさせていただきます。マイナンバーという用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法には規定されておられません。マイナンバーという用語は、政府が個人番号の名称としまして一般公募を行い、決定したものであります。公募による個人番号の名称の決定後、政府は説明資料等におきましてマイナンバーという用語を積極的に使用しているところでございます。

その後、マイナンバーという用語は、政府、民間を問わず、広く使用されておられて、次第にその用法が拡大されており、個人番号についてのみではなく、社会保障・税番号制度のこともマイナンバー制度と言われるようになっております。

本日、情報政策課で作成しました配付資料の1、2、5におきましても、政府の説明資料等の用法に従いまして、マイナンバー及びマイナンバー制度という用語を用いておりますけれども、それぞれ個人番号及び社会保障・税番号制度のことをいうということを最初に御説明しておきます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

マイナンバー制度の関連法案は全部で4法ありますが、平成25年5月24日に国会にて可決、成立しておりまして、同月31日に公布されております。

マイナンバー制度は、国民一人一人に12桁の番号を付番しまして、複数の機関が保有する個人情報を効率的に管理するための共通の番号「マイナンバー」として活用する

ものであります。資料には、「マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。」とありますけれども、政府はマイナンバー制度により期待される効果としまして、三角形の一番上ですが、最初に所得の把握を行うことによる給付の不正受給防止や、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができるという、「公平・公正な社会の実現」を図ることができること。次に、左側に挙げておりますけれども、行政機関、地方公共団体での作業に要する時間や労力の削減が図られ、「行政の効率化」が図られること。最後に、行政機関の窓口での申請等を行う際に、添付書類の削減が図れるなど行政手続が簡素化されることで、「国民の利便性の向上」が図られること、この三つを挙げております。

続いて、資料の2ページを御覧ください。

マイナンバーの通知ということでございます。マイナンバーにつきましては、今年10月には個人に割り当てられます番号の通知が開始されます。12桁の個人番号を記載した通知カードが今年10月以降に市区町村から住民票を有する方に送付されまして、これによって個人番号の確認を行うことができます。

なお、この番号は、赤ちゃんからお年寄りまで全ての国民に対して配られるものでありまして、住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する方と、中長期在留者や特別永住者等の外国人も対象となります。また、一度付番されました個人番号は、原則として変更することができません。ただし、個人番号を漏えいし、不正に用いられるおそれがあると認められる場合に限り、市町村長の請求又は職権によって、新たな個人番号を付すこととなります。

続いて、資料3ページを御覧ください。

番号法は、マイナンバーの利用範囲を年金、労働、医療、福祉の社会保障、税、そして災害対策の計3分野に限定して定めております。利用範囲の具体例としましては、資料の下の方の枠囲みの中に示しておりますけれども、このうち県に関連する事務を赤字で示しております。社会保障の事務では、福祉分野の給付、生活保護に関する事務。税の事務では、税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などにマイナンバーを記載することになります。また、災害対策の事務では、被災者生活再建支援金の支給事務等がございます。

また、県、市町村が、社会保障、地方税、防災に関する事務につきまして条例を定めることで、独自にマイナンバーを利用することができます。県におきましても、マイナンバーを利用することによりまして、番号法の目的であります行政運営の効率化、県民の利便性の向上に資することになる事務につきまして、他県の事例を参考に、現在その洗い出しを行っているところでございます。

続いて、資料の4ページを御覧ください。

マイナンバーの利用場面でございます。ここで、例として挙げておりますけれども、国民の皆さんに行政機関や民間企業等へマイナンバーの提示や書類へのマイナンバーの記入を行うことで、マイナンバーの告知を行うこととなります。このマイナンバーの告知を行うことによりまして、行政機関の窓口での申請等を行う際に添付書類が削減されるなど、行政手続の簡素化が図られることとなります。

続いて、資料の5ページを御覧ください。

マイナンバー制度に対する不安・懸念でございます。マイナンバー制度の導入に対しましては、5ページに挙げられるような国民・住民の方からの不安、懸念が考えられます。

まず、「マイナンバーを用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないか」といった懸念。次に、「マイナンバーの不正利用（例：他人の個人番号を用いた成りすまし）等により財産的被害を負うのではないか」といった懸念。また、「国家により個人の様々な個人情報がマイナンバーをキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないか」といった懸念。

これらの懸念が、番号法の成立に当たりましては国民の皆さんから挙がっておりました。これらの国民・住民の不安・懸念に対しまして、番号法ではマイナンバーの制度面、システム面の両面から、それぞれ保護措置が講じられているところでございます。

続いて、6ページを御覧ください。

不安・懸念に対する保護措置ということで、具体的にどういった保護措置が講じられているかでございます。

まず、制度面では、「法律の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止」しているということ。

次に、「特定個人情報保護委員会による監視・監督」が行われていること。

3点目は、後ほど資料3により説明いたしますが、「特定個人情報保護評価の実施」でございます。

最後に、「マイナンバーの盗用や不正な提供、秘密保持義務違反などに対する厳罰化」が挙げられます。

システム面では、「個人情報は、「一元管理」せずに「分散管理」を行う。」こと。

続いて、後ほど説明をしますけれども、各行政機関等間での「情報連携は、マイナンバーを直接用いず、符号を用いて情報連携を行う。」こと。

次に、「情報連携に関するアクセスログを記録・保存し、国民・住民が自ら確認を行うことができるシステムを構築する。」こと。

これらの制度面、システム面の保護措置を講じることによりまして、国民・住民の不安、懸念に対する対応をとることとなっております。

最後に、資料の7ページを御覧ください。

マイナンバー制度の導入スケジュールということで挙げております。まず、一番上の欄に国の動きを示しております。まず、平成27年10月から個人番号の付番・通知が始まる予定となっております。

その後、平成28年1月から社会保障、税、災害対策の分野におきまして、行政機関内部での利用が開始されることとなっております。

その1年後の平成29年1月からは、国の機関相互における特定個人情報の照会、提供が開始されます。

そして、平成29年7月からは、こうした情報の連携が県、市町村等の地方公共団体にも拡大される予定となっております。

また、中ほどに示しております「システム整備」でございますけれども、県の庁内のシステムと、国や市町村の間で情報連携を行うためのシステム整備を行う必要があります。

す。現在、既存システムの改修や新たなシステムの開発に取りかかっているところがございますけれども、今年度から平成28年度の3年間でシステムの整備、連携テスト等を行うことになっております。

次の保護評価でございますが、詳細は後ほど説明を行いますが、個人番号を含む特定個人ファイルを保有しようとするときは、情報システム改修のプログラミング開始前までに特定個人情報保護評価を実施する必要があるがございます。この審議会に関するものとしましては、税務システム及び住基ネットシステムについて実施予定となっております。

最後に、条例関係ですが、マイナンバーの独自利用のためには、条例の新規制定が必要となります。また、個人情報保護条例等の見直し等、既定条例の改正等も含め、所定の手続を行う予定となっております。

以上がスケジュールでございます。

以上、簡単ではございますけれども、マイナンバー制度の概要の説明を終わります。

【岡本部長】

資料2についてもお願いします。

【事務局】

資料2「情報連携の仕組み」を御覧ください。資料1では、マイナンバー制度の概要について説明させていただきました。その中の情報連携について詳しく御説明させていただきます。

1 ページ目を御覧ください。「マイナンバー制度の仕組み」と書いております。マイナンバー制度といいましても、三つの要素によって成り立っています。

①付番とは、その名のとおり個人番号を国民一人一人に付することですけれども、その個人番号とは四つの特徴を有する番号です。一つ目は悉皆性を有すること、二つ目は唯一無二性を有すること、三つ目は視認性を有すること、四つ目は最新の基本4情報である氏名、住所、性別、生年月日と関連付いていること。この四つの特徴を有した個人番号を付番するというのが一つの要素でございます。

②情報連携です。これは「複数の機関間において、管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み」をいいます。

そして、③本人確認です。「個人が自分が自分であることを証明するための仕組み」、「個人が自分のマイナンバーの真正性を証明するための仕組み」がございまして。これは、主に個人番号カードにはその方の基本4情報とマイナンバーが記載されており、さらに顔写真も付いておりますので、このマイナンバーカードを使って本人確認ができるようになっております。

この三つの要素があつて初めてマイナンバー制度が成り立つという関係になっております。

続いて、2 ページ目でございます。

「情報提供ネットワークシステムの構築」と書いておりますが、上の段の黄色い枠の中ですが、こちらは資料1でも御説明させていただいた、マイナンバー制度の目的が書いてあります。「マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であることの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民・住民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現すること」が、マイナンバー

制度の目的となっております。

このうち、赤い吹き出しに書かれております「複数の機関に存在する特定の個人の情報をどのような方法により連携させるか」、ここを考えるに当たって二つの要素がございます。「情報通信技術の活用」という点、「個人情報の保護への配慮」という点、この二つの要素を考慮しまして、緑の枠に書いています番号法において、「総務大臣は、特定個人情報保護委員会と協議し、迅速かつ安全に情報連携を行うことができる仕組みとして情報提供ネットワークシステムを設置・管理」することが第21条第1項に定められております。このような考え方から、法律と情報提供ネットワークシステムを設置管理することとなっております。

なお、「※本稿では、情報照会と情報提供を併せて『情報連携』という。」と付記しておりますが、この番号法上は、情報連携という言葉そのものは出てきません。出てくる言葉は情報の「照会」と「提供」というような書き方をしております。これらを二つ合わせて情報連携という言葉を使っております。

続いて3ページになります。

3ページと4ページは、できれば上に3ページの図、下に4ページの用語の説明ということで併せて御覧いただきたいのですけれども、「マイナンバー制度におけるシステム概要図（その1）」ということで、この制度に関わるシステムの全体図の概略図を簡単に書いております。

この図で言いますと、右下の「福岡県」と記載されている緑の枠中が、福岡県が保有・管理するシステムです。さらに、中段の青枠に「〇〇市（町・村）」と書いておりますが、これは他の地方公共団体とお考えいただければと思います。さらに、上のオレンジ色の枠中には「国の機関等」ということで、国もこの情報提供ネットワークシステム、全体の情報連携の枠組みの中に入ってまいりますので、別途、独立の情報を保有する機関ということで記載しております。

次に、下の用語解説に移りますが、この用語解説の中には、今後、税務システムの保護評価を行っていただくに当たりまして、評価書の中で出てくるとと思われる用語をそれぞれ解説しております。

まず、3ページの福岡県の枠中、右側に赤の点線で囲っている「①業務システム」ですが、「マイナンバーを利用する事務を処理するために、各事務担当課が用いるシステム。県では、税務システム、生活保護電算システム、（特別）児童扶養手当システム等がある。」と書いております。この業務システム自体は、現在もマイナンバーが導入される前に使っているもので、マイナンバー導入後はそれに対応した改修を行って引き続き使用していくものとなっております。

続いて、「②団体内統合宛名システム」ですが、①と同様に福岡県の枠中にあります。税務システムからは実線、福祉システムからは点線でつながっている団体内統合宛名システムは、「中間サーバーと各業務システムを連携させるための特定番号（団体内統合宛名番号）と各業務システムのマイナンバーとを紐付けて管理するためのシステム。」です。この団体内統合宛名システムを説明するには、「③中間サーバー」を先に説明した方がよろしいかと思っておりますので、先に③の方に進ませていただきます。

「③中間サーバー」は、「情報連携の対象となる個人情報の副本を保存・管理し、情

報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）と各業務システムとの情報の授受の仲介をするためのシステム」です。3ページの概要図の中では、緑の小枠で書いてあるものが③となっております。中間サーバーは福岡県が保有するシステムとなっております。ただし、中間サーバーについては、クラウドにより共同化されるということで、全国の地方公共団体の中間サーバーは全国二つの拠点に共同化、集約化されることとなっております。

この中間サーバーの役割は、福岡県がこの情報連携を行うに当たって、他の団体に提供する各種の情報を一応この中間サーバーに副本という形で全てストックをするという形となっております。これをしなかった場合、毎回、佐賀県、久留米市などの他の団体から福岡県に対して「何々に関する個人情報をください。」という照会が来た際に提供するとき、わざわざ一番奥の業務システムのところまで入って行って、その情報を提供しなければいけないという形になるのですが、一旦この中間サーバーに情報をストックしておくことで、この中間サーバーで情報のやり取りができるようになります。

そして、「②団体内統合宛名システム」は、「中間サーバーと各業務システムを連携させるための特定番号と各業務システムのマイナンバーとを紐付けて管理するためのシステム」で、福岡県の中に複数存在する業務システムと、一つだけある中間サーバーを結ぶための仲介役を行うシステム、県内の業務システムを取りまとめるためのシステムとなっております。なぜ、その必要があるのかと申しますと、各業務システムにおいてはそれぞれ唯一無二の番号である個人番号を保有しておりますが、中間サーバーは個人番号を保有しておりません。中間サーバーで個人番号を保有しない理由としましては、資料1で説明したように、個人番号を用いた情報連携は行わず、符号という別の記号・番号を使って情報連携を行うということになっているためです。この中間サーバーと各業務システムをつなぐためには、マイナンバーとは別の新たな番号である団体内統合宛名番号が必要となりますので、この番号を作って管理するためのシステム、そして団体内統合宛名システムが必要となります。

そして「④情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）」は、「情報照会者・情報提供者となる国や地方公共団体ごとに設置され、各団体のシステムと情報提供ネットワークシステム（コアシステム）を接続するためのシステム」で、このインターフェイスシステムも、管理は福岡県でやることとなっておりますが、こちらもクラウドにより共同化されていますので、システム用のサーバーは福岡県の中にはないということになります。④の役割は、いわゆる情報提供ネットワークシステムという国が設置するシステムの入口若しくは出口になっており、各種情報の連携を行うための技術的な情報の変換、やり取りを行うための玄関のようなものになります。

続いて、「⑤情報提供ネットワークシステム（コアシステム）」は、「情報照会者からの情報提供の求めに対し、情報照会が番号法で認められるものかどうかの確認を行い、その内容を情報提供者へ送信するためのシステム」です。「※情報提供者から情報照会者へ提供される個人情報は、コアシステムを介さずに提供されるため、コアシステムに蓄積されない。」とあります。この情報提供ネットワークシステムのコアシステムが、2ページで説明した、総務大臣が設置・管理をするシステムの中核となっております。どのような機能を有するかと申しますと、例えば、佐賀県から福岡県に対して、番号法

に基づいた特定個人情報の照会があったとします。その照会は必ず情報提供ネットワークシステムのコアシステムを通ります。そのコアシステムの中で、その照会は適正なものであるかを判断し、適正なものであれば、福岡県に、これは適正な法にのっとった情報照会であるという情報が福岡県に通知されます。福岡県はそれに従って福岡県が保有する情報を佐賀県に提供するという形になります。仮に、その照会が法律に違反するような照会、法律に規定されていないような対象、情報についての照会の場合は、このコアシステムで全てはじかれることとなりますので、適正な情報照会であるかを確認するためのシステムになっております。次のページにも関係してくるのですが、このコアシステムには提供されている個人情報は蓄積されません。福岡県から佐賀県には渡りますが、このコアシステムにはその情報は蓄積されないという仕組みになっております。

最後に、「⑥情報提供等記録開示システム」ですが、通称「マイ・ポータル」と呼ばれるものでございます。これは、「いつ誰と誰が自分についてどの特定個人情報を何のために授受したかを、インターネットにより、確認すること等ができるシステム」です。3ページの概要図で言いますと、左上の紫で囲まれたシステムになっております。こちらは先ほど申した、例えば佐賀県が福岡県に対してAさんの情報を照会し、福岡県から佐賀県に対してAさんの情報を提供したといった記録が全て情報提供ネットワークシステムに残っております。Aさんが、私の情報をいつ誰と誰がどの個人情報を授受したかをインターネットで確認することができるという仕組みになっておりまして、つまり行政機関がどのような情報のやり取りをしているか、変なやり取りをしていないかを、自らがインターネットで簡単に検索することができるという仕組みになっております。こちらでも法律で作成が義務付けられているという形になっております。

続いて、5ページ、6ページに移らせていただきます。

5ページは、3ページとほぼ同じ図になっているかと思えます。原則、システム自体は同じ形になっておりまして、吹き出し部分を少し変えたものです。

そして、6ページにおいては、「情報連携における個人情報保護措置」ということで、資料1で説明させていただいたシステム面での保護措置を改めて御説明させていただきます。

6ページに黒丸が五つございますが、一つ目の黒丸、「特定の機関に個人情報を集積する『一元管理』を行うのではなく、今まで通り各機関で情報を保有する『分散管理』を行い、必要に応じて個人情報の照会・提供を行うこととする。」とあります。

5ページの図を見ていただきますと、各システムから吹き出しが出ておりまして、例えば一番右下、福岡県の福祉システム等というところに、「団体内統合宛名番号」、「個人番号（マイナンバー）」、青字で「個人情報」と書いています。これは各システムが保有することになる番号、情報になっております。御覧いただくと分かりますように、青字で書いております個人情報は、各システムが保有する形になっております。

一方、一番左側でございます情報提供ネットワークシステムのコアシステムは、「個人情報を集積・保有しない」ことになっております。例えば、現行の税務事務では税務システムが対象の方の個人情報を保有しております。生活保護電算システムは生活保護対象の方の個人情報を保有しております。この情報の保有に関しては何も変わりません。ただ、必要に応じて、この情報提供ネットワークシステムを通じた情報のやり取りがで

きるようになるということが、「一元管理」ではなく「分散管理」ということになっております。

この情報提供ネットワークシステムのコアシステムに情報が蓄積されていくことになりますと、国民の懸念にある、特定の行政機関がこのコアシステムに接続してマイナンバーを一つ叩くことによって、その方の情報が全て芋づる式に出てくるのではということですが、そういう状況にはない、あくまで各機関が、必要に応じて個別に情報の照会と提供ができるという仕組みになっております。

続いて、6ページの二つ目の黒丸でございます。

「番号法第19条第7号・別表第二による情報連携は、情報提供ネットワークシステムを介して行うこととする。」この番号法に情報連携ができる場合というものが全て規定されておりますが、そのうちの大部分を占める主な規定でございます。番号法第19条第7号別表第二に関しましては、全てこの情報提供ネットワークシステムを介することと法律上義務付けられておりますので、必ずこの情報提供ネットワークシステムを介してセキュリティー上もセキュリティーレベルの高い情報提供ネットワークシステム、さらに、どういう情報のやり取りが行われたかも全て表示される情報提供ネットワークシステム、これを必ず介して行うということになっております。

三つ目の黒丸でございます。「情報提供ネットワークシステムを介して情報連携を行う際は、連携のキーとして、マイナンバーを直接用いるのではなく、符号を用いることとする。」先ほどのページの説明でも、「この中間サーバーはマイナンバーを保有しない、あくまで符号を保有する。」とお話をさせていただきました。これは情報提供ネットワークシステムを、情報の提供、情報の行き来をする場合、マイナンバーと紐付けて情報の連携をいたしますと、万が一漏えいが起こったとかいうときにマイナンバーが漏えいしてしまう、情報の連携を行う際にマイナンバーも紐付いて動いていくとマイナンバー漏えいの危険性が高まるということがございます。一方、符号を使って符号でやり取りをすると、万が一漏えいが起こったとしても、ここで漏えいするのは符号ということで、ある種、行政機関の裏側、つまり、住民・国民の方が見ることができないような番号が漏えいするだけ、さらに、この符号は、各機関ごと、福岡県なら福岡県、佐賀県なら佐賀県、久留米市であれば久留米市ごとに異なる番号となっておりますので、万が一漏えいが起きても、あくまでその一団体における管理番号が漏れるだけです。一方、マイナンバーで連携して万が一漏えいが起こってしまうと、その方の唯一無二の番号であるマイナンバーが漏えいしてしまう事態となってしまいますので、ここはマイナンバーではなく符号を用いた運用を行うということになっております。

さらに、この符号を紐付けることができるということで、福岡県では私の符号は仮にA-100番という符号で、一方、私が住んでおります大野城市では私の符号はB-90番であるというように、それぞれ違う符号が振られます。一方、私のマイナンバーは、福岡県であっても大野城市であっても、1000番であれば1000番、2000番であれば2000番で変わらないという状況になっております。この福岡県におけるA-100番という符号と大野城市で言うB-90番という符号を、同じ人の符号であるということ結びつけることができるのは、唯一情報提供ネットワークシステムのコアシステムだけになっております。この図にも、コアシステムで「機関別符号Aと機関別符

号B（C）を紐付ける」と書いております。この符号の紐付けというのはコアシステムだけで行います。例えば、福岡県の団体内統合宛名システム、税務システム又は中間サーバー、それぞれのシステムは、自分が保有するAさんの符号は分かりますが、佐賀県、久留米市でその方にどういう符号が使われているのかは分からないので、例えば行政機関が勝手にその方の情報を他の機関から紐付けることはできないこととなっております。必ず情報提供ネットワークシステムを通じなければ連携できません。

一方、情報提供ネットワークシステムを通じるということは、必ずその記録は残されますので、もし不正な連携、例えばのぞき見をやろうとしても、全て記録に残されますので、その防止にはつながっていくということになっております。

続いて、6ページの四つ目の黒丸でございます。

「情報提供ネットワークシステムを介して情報連携を行う際は、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いることとする。」こちらは、番号法上、連携には必ず暗号化を行うということが規定されております。

最後の五つ目の黒丸は、「情報連携に関するアクセスログを記録・保存することとする。」こちらも番号法上書いております。先ほどから何度も御説明させていただいております情報提供等記録開示システム（マイ・ポータル）を用いて、どの行政機関がいつ誰の情報をどの機関に対してどのような情報を求めたか、そして提供したかが全て記録、保存されておりまして、その本人がインターネットを通じて確認することができるというような個人情報保護措置がとられております。

次、7ページから9ページに関しましては、番号法に関連する条文を挙げております。この中で、7ページの一番下の「番号法第19条本文、第7号」というところがございます。こちらが、情報の連携を行う根拠規定です。ここに規定される情報機関と機関が唯一情報提供を行うことができるといったところが全て列挙されております。

以上で、資料2、情報連携の仕組みについて御説明を終わらせていただきます。

【岡本部長】

とりあえず資料1と資料2まで行きましたけれども、これだけでもかなりの情報量なので。一通り説明を受けて、差し当たりの概要や仕組みの説明で、よく分からないという点はございませんでしょうか。

【溝田委員】

情報連携の仕組みの資料の1ページで、本人確認のところ写真をおっしやっていたけれども、写真を貼るということは、何年かに一度再発行されるということですか。

【事務局】

基本的には、カードの有効期限が10年です。未成年の場合は、当然、容姿が変わってきますので、5年で期間が切れて新たに写真を撮り直し更新をしてもらいます。

【溝田委員】

番号の付与されたときに赤ん坊だったとすると、その赤ん坊の写真が5年間そのカードに載るのですか。

【岡本部長】

パスポートが長期10年ですよ。あれもだから、有効期限内に顔つきが大きく変わ

ってしまう可能性があるのですよ。子供の場合は10年も使えないので、それと同じようなシステムだろうと思います。

【溝田委員】

子供は5年ということですね。

【岡本部長】

例えば、システム概要図その1、その2など、書き方によっては、同じ内容でも、各ポイントの配置図が違って書けますよね。例えば、国とのつながりでも左下に書いてあるのは国の下にそのままくっつけてもいいのだろうけれど、スペースの関係上こういう形で枠を入れたのでしょうか。

【櫻井委員】

今のカードの質問で、パスポートのICチップのようなものが入るのですか。

【事務局】

仕様としては、現行の住基カードと同じようなタイプのICカードになります。

【岡本部長】

同じような、けれど、別物を追加してやりますということだそうです。

【森委員】

これは一人一人の住所に送られるのですか。

【事務局】

各市町村から平成27年10月以降、付番がなされ通知されます。

【森委員】

そのカードには免許証の番号みたいに、番号が振られているのでしょうか。

【事務局】

平成27年10月に全ての方に通知カードという紙製のカード、これは写真が貼られていない、「あなたの番号は何番です。」と伝えるためのカードが届きます。そちらの通知カードという紙のカードを持って市役所等の窓口に行って、個人番号カードと交換するという形になっておりまして、カードと申しまして2段階で、通知カードという番号を通知するだけの紙製のカードと、希望者のみが申請によって交付を受けることができる個人番号カード、こちらはICチップが入っており、顔写真を貼っているというカードと交換することができるということになっております。

【岡本部長】

紙で通知したときに、確実に届くのかな。要するに、住所が怪しい場合、あるいは例えば郵便受けから抜き取られるとかという事故が防げるようになっているのですか。これは県がやる仕事ではないと思いますけれど。

【事務局】

書留で郵送することになっていたと思います。

【櫻井委員】

紛失などの場合はどうなるのですかね。再発行とか、番号が変わらないですよね。

【事務局】

原則、番号は変わりません。

【石坂委員】

実際は持っていなくてもいいのですか。カードは持っていなければいけないのですか。実際には番号だけが本質的な部分でしょう。

【事務局】

通知カードは確実に市町村で交付されますけれども、個人番号カードについては申請が必要になります。そういう人だけが写真入りのカードになります。

【石坂委員】

基本的に、生きていく上では必要はないわけですよ。

【岡本部長】

所持して、携行するというのが義務付けされるわけではないということです。

【事務局】

先ほど資料1で、どういった場合に利用するかということで説明しましたがけれども、例えば勤務している方であれば、会社に個人番号を一応通知する必要が出てきます。

【石坂委員】

そのときにカードが必要なのですか。

【事務局】

通知カードで構いません。

【石坂委員】

カードは必要ないのでしょうか。

【事務局】

あとは必要に応じて、本人確認が必要になってくれば、例えば住民票、保険証とかと併せて提出する形になります。

カードを持っていると顔写真まで載っているので、1枚で身分証、本人確認ができるのですけれど、紙の通知カードであれば、例えば免許証と一緒に本人確認を行うという話です。

【石坂委員】

なるほど。

【岡本部長】

要するに、税負担の場合と、いろいろな給付サービスとの見合いでというのだから、勤めている人だったら、源泉徴収義務者のところに番号を記入するということですね。これは本人が届けるわけじゃないでしょう、直接されるのでしょうか。源泉徴収は。

【事務局】

多分会社からの依頼で、各人が通知カードを持って、会社に知らせるということになると思います。

【森委員】

こちらのシステムで、番号が漏れないようになっているけれども、個人が携帯しているカードを落としたりすると、あっという間に漏えいする可能性もあるなと思ったので、絶対携帯が必要かどうかや管理などが重要になってきますよね。

【岡本部長】

携帯しているのを落としたりとか、他の人に拾われたとか、そういう悪用はあり得るのではないかなという気はしますが、要するに、悪用等を厳罰に処するという条文を入れ

たからといって、必ずしも悪用を防ぐことにはならないので、そういう覚悟で、利益があればあえてやる人がいるかもしれません。

もう1点、システム上は個人がマイ・ポータルで、どういうデータが使われているかアクセスできるというのですけれども、そのアクセスの際には自分の番号を打ち込まなければならないのですか。そこのところがそもそも第三者に漏れる、そこから本人番号が第三者に漏れるという危険性がありそうな気がするのだけれども。このマイ・ポータルで個人のアクセスシステムはどうなっているのかを教えてください。

【事務局】

インターネットにアクセスする際は、カードによる機械的な読み込み、リーダーによる読み込みとパスワードによるということで、個人番号、いわゆるマイナンバーそのものは用いないことになっております。

【石坂委員】

カードの読み込みというと？

【事務局】

カードリーダーを使用して個人番号カードをキーとしてアクセスする形になっています。

【石坂委員】

では、自宅からはできないわけですか。カードリーダーのあるところでないとアクセスできないのですか。市役所や区役所に行ってやらなければいけないわけですね。

【事務局】

そうですね、自宅にカードリーダーをつけなければ、カードリーダーがあるところでしかできません。

【石坂委員】

そのためにはやはりカードが必要になりますよね。

【事務局】

マイ・ポータルを使う場合はですね。

【石坂委員】

でも、マイ・ポータルを使わなければ監視ができないですよ。私はこれが一番大事だと思っています。誰がアクセスしたか自分でチェックできるというのがね。その一番大事なところが、一番面倒になるわけですね。

【岡本部長】

いや、だからそこが一番危ないじゃないかという気がするのですよね。番号がよそに漏れるということですよ。

【石坂委員】

例えば、ネットバンクがやっているぐらいの大変なことをやらなければ多分だめなのです。それでも不正アクセスされるから、どちらにしてもこういうものは危ないのですけれど。

【櫻井委員】

それから、2ページの下は、万が一漏えいとか不正があった場合は、変更する可能性があるという読み方でいいですかね。資料1の2ページ目の下に「除き、一生変更され

ません。」とありますが……。

【事務局】

番号が漏えいした場合、市町村長の職権により番号を変更することができます。

【櫻井委員】

ですから、番号の中には誕生日とかいろいろな個人情報が入っていないのですね。男女の識別的な情報とか。誕生日とかいろいろ初めに書いてあったりするものもあるのですけれど、ここには何か乱数みたいなものが……。

【事務局】

住民票の番号で、それはランダムに生成されたもので、そこからは誕生日とかは分からないですね。

【岡本部長】

アメリカではこういうマイナンバー制度で、納税番号を盗用されて、気がついたら自分は多額の借金を抱えていてクレジットカードが作れないといったニュースがありましたけれども、これは日本では大丈夫ですかね。

【事務局】

制度を考えるときに、アメリカ、韓国、ドイツとか、その番号の管理の仕方、名寄せができるとか、成りすましができるような仕組みがあるという反省に立って、先ほど説明したような情報連携の仕組みを作ったと伺っています。これを使えば、他の機関からの情報を見るときにも、本人確認や、法律で決められた制度、事務処理でしか見ることができないとか、そういったことを確認できますし、機関ごとに符号を振っていますから、情報提供ネットワークのコアシステムを経由しない限りは情報の連携ができません。仮に漏れたとしても、その機関の分だけで、全体で名寄せができないという仕組み、今のところ考えられる中では、一番セキュリティの高い仕組みを構築したと思います。

【櫻井委員】

部長、今、紛失で何か盗用されたとおっしゃいましたけれども、保険証でも今でもあるし、ああいうときは誰が責任を取るのですかね。紛失した本人の責任になるのですか。現行でもそういうことがあり得ますよね。

【岡本部長】

さて、それは分かりませんね。

ただ、問題は、紛失したことじゃなくて、書いてあるものを紛失しているわけだから、番号そのものが無くなるわけではありません。そうすると、後の回復措置をとるかは本人の問題です。通常でいうと、再発行手続をする前に使用のストップをかけなければいけないということですが、その辺は本人が役所に行かないと、やり取りできないでしょうね。例えば、「差し当たりストップしてくれ。」あるいは「再発行というか別の番号でもう一回出してくれ。」と申請をしなければならなくなるのだらうと思います。

そういう理解でいいですか。

厳密に言うと、例えばカードを所持してカードを無くしたからといって、そのカードが他の人に渡っているということが自動的に成立するわけではないから、どうなるかは、場面ごとに分かりませんが、紛失してしまったら、そういうことを考えて、被害が出るまで待つかどうか知りませんが、ストップかけて、再発行とかの申請をするかもしれな

いけど。

再発行と、番号の交付というのはどのくらい想定されているのでしょうか。漏えいして悪用されたことがはっきりしたらそうですけれど、それ以外、例えばカードを紛失したのですけれどというのは、単純なカードの再発行でいいのでしょうか。

【事務局】

不正に使われるおそれがある場合が、番号自体の変更要件となっております。その判断については、個別具体的に、発行主体は市町村長ですので、市町村長が判断をするしかないというのが法律の解釈のレベルかと思うのです。過去に国の説明等では、確実に本人が紛失したということであれば、一定程度、不正に使われるおそれがあるだろうということまでは言われておりますが、やはりそこは個別具体的に判断せざるを得ないだろうという回答でございます。

【櫻井委員】

今は、個人が紛失するとか、こういった電子システムですから、ハッカーが入ってきて取っていったりとかよくあります。どこかのホームページに書かれたりすると、書かれた人は今度、「個人情報漏えいはおたくのせいだ。」とかいって管理しているところを訴えたり、いろいろ事件が最近起こっています。その可能性もありますが、条例とか法令とかで対策を講じられるのですか。それとも業者が悪かったとか言って処理するのか。子供のデータとか、今でもずっともめていますよね。リスクは増えないですかね。そこの何かガイドラインみたいなのは、国から来ているのですか。

【事務局】

特定個人情報の取扱いに関するガイドラインは、特定個人情報保護委員会、新しくできた第三者機関から公開されております。

【岡本部長】

これは県のレベルでも、この審議会の第二部会がその役割を果たすことになっているはずですよ。そういう意味でもアセスメントをやらなければならない、実際に動き出す前に。

【櫻井委員】

部長、今日の会議の趣旨は何でしょうか。これを説明してもらって、何かをここで決定するとか承認するとかあるのですか。

【岡本部長】

これを聞いている限りでは、システムとスケジュールの確認で、具体的な作業というのはまだ先です。

【櫻井委員】

そうですか。では、意見交換という理解でよろしいのですか。

【岡本部長】

こういうシステムが今後動きますということについての基本的な理解をしてくださいという話だと考えております。

では、資料1、資料2については一応了解いたしました。

○ 特定個人情報保護評価について

【岡本部長】

議題2「特定個人情報評価について」に移ります。まず事務局から、多分残りの資料だということでしょうけれども、説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局の渡邊です。よろしく申し上げます。

今、櫻井委員から御質問がありましたけれども、このマイナンバー制度の概要を説明したのですが、それにこの審議会がどう関わって、何をするのかを今から、御説明させていただきます。

資料3「特定個人情報保護評価の概要」で説明したいと思います。

まず、特定個人情報保護評価、これが何なのかというところから入っていきたくと思いますが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、通称「番号法」と言われておりますが、これに定められているものです。

番号法第27条に特定個人情報保護評価という項目がありまして、第1項で、行政機関の長、国、県といった官公庁で特定個人情報ファイルを保有するときは、特定個人情報保護委員会で定めた規則によって、取扱いに関して自ら評価した結果を公表し、その評価内容について国民の意見を求めることとされています。

そして、第2項で行政機関の長は特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、評価内容について国民から得られた意見を十分考慮した上で、自分たちが評価した評価書の内容を見直して、評価書について特定個人情報保護委員会に提出して承認を受けることとなっています。

なぜ、こういったことをやるかというのは、中段の目的のところでも挙げておりますが、国の機関等において適正な特定個人情報の取扱いを確保するため、行政機関が自ら特定個人情報の利用範囲を明確化することや、プライバシー侵害の影響をあらかじめ予測しておくこと、万が一漏えい等が起きた場合のリスクを最小限にとどめるためのリスク軽減の対策を事前に検討しておくといった事前措置をあらかじめ講じることで、国民や住民からの信頼確保に努めることが目的となっております。

実際の評価の手続は、概要を下の方に図で示しておりますが、まず、しきい値判断というものをやることとなります。このしきい値判断とは、個人番号等を取り扱う事務で対象となる個人情報の件数、特定個人情報を取り扱う職員の数、そういったものの大小によって、評価内容を区分することです。分かりやすく言うと、特定個人情報の取扱いに対して、実施機関がどのような対策を講じているかの公表内容を区分するのが、このしきい値判断ということになります。

このしきい値判断で導き出された結果に応じて、評価書で公表しなければならない内容が変わってきます。この概要では、最も高いレベルで保護措置の検討が求められる全項目評価の流れを記載しております。評価書を作成した後、国民からの意見聴取の必要がありますので、パブリック・コメントを実施して、国民・住民から評価書の内容に関する意見を募る。こういったところに不備があって、こうした方がいいのではないかとといった意見を住民から得るということを行います。そこで得られた意見を参考に、評価書の見直しをもう一度行いまして、次のステップに進み、第三者点検を実施します。ここで、有識者の方々にその内容を審議いただいて、その意見をもとに評価書の再度見直

しを行うこととなります。

その2段階を踏まえた上で、最終的に特定個人情報保護委員会に評価結果を提出して、評価書の公表を行うというのが、特定個人情報保護評価になってきます。

続いて、どういったものが特定個人情報保護評価の対象になるのかというところが、次のページになります。評価の対象となるのは、特定個人情報ファイルを取り扱う全ての事務で、これらは全て評価の対象となってきます。実際、こういった特定個人情報を取り扱う事務というのは、法律、条例で定めることになっておりますので、そういった規定に基づいて取り扱うものは、評価の対象になります。

現在のところ、福岡県では、評価対象になる事務は13件ほどありまして、住民基本台帳法、地方税法に関する事務で特定個人情報を取り扱うこととなりますので、これらは評価の対象となっております。

では、特定個人情報ファイルと一言で言っていますが、どういったものがこれに該当するのかというと、「文書や電子データ等の内容に個人番号を含む『個人情報ファイル』」を指すとされています。個人情報ファイルというのは、「個人情報を含む文書や電子データ等であって、個人情報を検索できるように構成したもの」となっております。ですから、個人情報を検索できるように構成している文書や電子データで、その内容に個人番号を含むものが、特定個人情報ファイルになるということです。

特定個人情報ファイルを取り扱う事務が特定個人情報保護評価の対象になるのですが、一部実施が義務付けられないものもあります。枠囲みで記載しておりますけれども、「職員や職員であった者等の人事、給与、福利厚生に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを扱う事務」、「手作業処理用ファイル（紙文書のみ）取り扱う事務」、「取り扱う個人情報の対象人数が、1,000人未満の事務」、こういったものは評価の対象の事務とはされておりません。これは、一つ目については、雇用主と労働者という労使関係において取り扱われている場面になってきます。こういった特定個人情報の取扱いになりますと、利用方法、目的、利用範囲をあらかじめお互いに十分認識できているので、先ほどのページにありましたけれども、「国民・住民の信頼確保」という評価の目的とは一致しないというところから、評価実施の義務まで求めていません。

2つ目と3つ目については、紙文書や件数が少ないものになりますが、こういったものは特定個人情報の大量処理や検索の容易性といったものが乏しく、利用状況も限られたものであることが見込まれることから、個人のプライバシーに与える影響の度合いが比較的小さい、限定されているという考えがありまして、一律的な評価の義務付けからは外されているというところです。

では、次のページを御覧ください。実際の評価事務の流れですが、まずは、先ほど説明したしきい値判断を最初に行うこととなります。

評価対象事務の全てを同じようなボリュームで、一定のやり方でやるというのは、特定個人情報の数もそれぞれの事務で違いますし、利用状況も違いますので、形式的にやるのは非効率であり、望ましくないということで、ある程度、評価のレベルを区分しようというのが狙いです。

流れとしては、まず一つ目として、取り扱う個人情報の人数がどの程度なのか、特定

個人情報を取り扱う職員の数がどのくらいなのか、個人情報の取扱いに関して過去に重大事故が発生しているかといったリスクの度合いがどのくらいあるのか、それらを分けて、その区分に応じた評価を実施するという手続になります。

しきい値判断の流れは、このフローチャートで示していますけれども、まず対象人数が何人かがスタートです。左上に30万人以上とありますけれども、対象の人数が30万人を超えるような事務は、全て基礎項目評価と全項目評価の両方の実施が義務付けられます。

続いて、10万以上で30万人未満の場合であって、特定個人情報ファイルを取り扱う職員の数500人を超えるような場合、基礎項目評価と全項目評価の実施が義務付けられます。

10万人以上30万人未満で、取り扱う職員の数500人に満たないときは、過去の重大事故の発生状況によって、全項目評価が必要になるのか、1ランク下の重点項目評価となるのかが分かれることになります。

同じように右側も、対象人数、取り扱う職員の数、個人情報に関する事故の発生状況、こういったもので評価をすべき区分が分かれることになります。

では、続いて次のページ、全項目評価の流れと第三者点検に進みます。先ほどのしきい値判断に基づいて、区分に応じて評価書の作成が必要になってきます。こちらの一番左の図では、先ほど言いました全項目評価の流れで書いておりましたが、評価書を作成した後、住民の意見聴取であるパブリック・コメントを実施します。そこで得られた意見を評価書の中に反映させ、第三者点検を実施し、そこでの意見を踏まえた上で委員会に提出、公表することになっています。この中で、当審議会が関わってくるのが第三者点検の実施の部分です。委員の皆様には、第三者点検の実施として、評価書の御審議をいただくことになっております。

次のページに「第三者点検とは？」と書いてありますが、評価実施機関、本県におきましては知事部局、教育委員会といった実施機関が評価書の内容を決定する際に、最終的に委員会に提出する前に、評価書の適合性・妥当性を有識者の意見として客観的に判断するために意見を聴く目的で行われるものです。

この実施の根拠ですが、特定個人情報保護委員会規則第7条第4項「地方公共団体等は、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験がある者を含む者で構成される合議制の機関の意見を聴くものとする。」と定められています。この規定に基づきまして、福岡県個人情報保護審議会第二部会で第三者点検を実施することになります。

そして、最後のページになりますが、実際、審議会で第三者点検を実施するときに、どういった観点で審査していただくかということになりますけれども、同じく添付している資料の資料4で、特定個人情報保護評価書をお配りしております。こちらは、「県税の賦課徴収関係事務」として全項目評価の対象になっておりますが、今、パブリック・コメントで意見聴取を行っている最中です。これは、意見聴取をしている評価書になるのですが、この評価書の内容について、審査をいただくことになります。

どういった観点で審査していただくかというのが、資料3の最後のページになりますが、「評価書の適合性」と「評価書の妥当性」です。適合性とは、「委員会の指針で定

める実施手続に適合しているか」を見ます。具体的に言いますと、「しきい値判断に誤りはないか」、「住民等の意見を十分に考慮し、評価書に反映しているか」、「特定個人情報ファイルを取扱う理由が明確か」、「事務の内容が分かりやすく示されているか」といった点を審査していただきます。

続いて、評価書の妥当性の判断のところですが、「評価書の内容は、委員会指針で定める目的に照らして、妥当なものか」という観点で審査していただくことになります。具体的には、「事務の内容、特定個人情報の取扱状況を具体的に記載しているか」、「漏えい等のリスクを十分に予測し、対策を講じているか」、「予測されるリスクへの措置は、具体的に記載されているか」、こういった点を審査していただきます。

この適合性と妥当性を審査していただいて、問題ないという結果が出ますと、審議会の答申として意見を出すということになります。

実施機関は、この答申をまた最終的な評価書に反映させた上で、特定個人情報保護委員会に提出して、公表するという流れになっております。

審議会第二部会では、この第三者点検で、評価書の内容について適合性があるか、妥当性があるかという点を審査していただくということになります。

適合性の方は、先ほどのしきい値判断に誤りがいないか、基本的には手続の段階で問題点があるかないかということになりますので、審議会において審査していただくところは、主に妥当性のところで、リスク対策は十分検討されているか、漏えいした場合にどういった対応するかという保護措置があらかじめ検討されているかどうかといったことになります。

また、後ほど見ていただければと思うのですが、今、公表している評価書ですが、中ほどの方で、「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」ということで、いろいろ項目が挙がっております。こういったところで検討の内容を、「もっとこうの方がいい。」といったところや、もちろんできることと、できないことがあろうかと思えますけれども、「こういったところを検討したらどうか。」といった意見をいただければと思っております。

続いて、資料5の今後のスケジュールを御覧いただけますでしょうか。

今のところ、第三者点検の実施を要する事務は、2件の予定です。資料4で見ていただいた税務関係事務についてパブリック・コメントを実施しているところで、2月の第二部会において、第三者点検がスタートする予定です。

審査については、一つの案件について2回の審査を実施する方針です。1回目で事務の概要を担当課の方から説明し、その内容を審査いただきます。2回目で1回目の概要説明で出された意見をまとめた結果を御報告しまして、最終的に問題がないということで、答申を出す。1回目で概要説明、2回目で答申ということで進めていきたいと思っています。

税務関係事務が2月、3月という予定で、住基ネット関係事務が3月、4月で審査を進めるという予定で考えているところです。

これ以降、新たに全項目評価を要するような事務が発生した場合には、またパブリック・コメントを経て、皆さんに審査をお願いすることになると思いますが、ひとまず直近のものとしては、この2件を予定しています。

【岡本部長】

資料4の説明は終わったのですか。

【事務局】

資料4は、現在パブリック・コメントを行っている全項目評価書になります。県民の意見を反映させて修正を加えたものが評価書として諮問されますので、その内容を審査していただくということになります。

【石坂委員】

だから、次回これの本物が出てくるということですね。

【事務局】

そうです。

【石坂委員】

それをチェックして、次の審議会で意見を出すという。

【事務局】

今、資料4がパブリック・コメントに出されているものなので、これに住民から得られた意見が若干反映されて、来月には諮問されることになります。そして、その場で見ていただき、御意見をいただいた上でまた検討し、御意見をいただいた内容をまとめていくという流れになります。

【石坂委員】

その場で読むわけですね。

【事務局】

まず、担当課の方から評価書に沿って概要を説明していきますので、全て説明するかどうかというのはありますけれども、詳細についてはそこで説明があると思います。

【岡本部長】

そういうことで、資料3から資料5までに関する説明でございますが、何か質問、意見等ございませんか。最後はこの資料4に合わせたような、これを今後どうするかという話ですけど。そのほか、資料5はスケジュールですから、資料3で何か質問はございませんか。

資料3で、特定個人情報保護評価とありますけれども、そのための委員会を法律で作るよう義務付けられているという話です。

現行では、例えば条例を見ますと、個人情報取扱事務に関しては、登録をして、その登録簿を閲覧させるということになっているのだけど、そのシステム自体が大丈夫かをさらに評価するという仕組みを加えたということですね。そして、本県で言うと、この第二部会でその評価の作業をやっていただきますということですが、現在では評価対象事務13件と書いてありますが、この先まだ増えるかもしれないのですか。

【事務局】

そうですね。2ページ目に評価対象事務として13件と挙げておりますが、全項目評価を行うものは第三者点検が必要となってきますが、13件全てが第三者点検を要するわけではなくて、取り扱う特定個人情報の件数が多いものについては皆さんの御意見を聴くという手続が必要になってくるということなんです。今のところ、13件のうち2件が全項目評価で審議会の審査をいただくことになりますけれども、それ以外は重点項目評

価、あるいは基礎項目評価で終わるような、特定個人情報の取扱いが少ない事務が対象になっています。

【岡本部長】

保護の観点から重視すべきものが比較的そこまでないだろうと。特に対象人数とか、事故の状況とか、いろいろ区分してあるようです。いわゆる番号法というのは、特定個人情報ということで、それだけ別に取り出しているのです。個人情報一般よりもちょっと特定した上でこちらを厳しく管理するということを想定していますから。説明であったように、収集利用ないし外部提供等を含めて、現行条例で言うと、こういうものは非常に限定しているというのだけれど、実際に番号法のシステムで動かすとすると、条例を手直ししないと、特例規定を外して、念のため入れておかないといけないというのが一つあります。

もう一つは、この第二部会は、福岡県個人情報保護条例第51条第2項で、「住民基本台帳法第30条の9第2項で規定する事項について、調査審議し、及び建議する」という役割が定められているのだけれど、先ほど説明にあった特定個人情報保護委員会規則には、地方でもそういうことができる組織でチェックするように書いてあるのですが、これ自体も条例の中に落とし込まなければいけません。

【事務局】

審議会の権能としては、部会長がおっしゃるとおり、福岡県個人情報保護条例第51条第2項で審議会の事務として定めているのですが、今回は第4号の住民基本台帳法の条文ではなくて、第3号の個人情報保護制度に関する重要事項について実施機関の諮問について答申するという条文を用いようということで整理しています。

【岡本部長】

なるほど。条例のこの部分は改正するつもりはないわけですか。住基ネットの条文では、ここでわざわざ住基法第何条とか書いてあるから、これに合わせると、番号法の評価を行うことという条文を起こして追加した方が、つじつまは合うけど、追加しなくてもできるということならば。

【事務局】

今のところは第3号を活用したいと思っています。

【岡本部長】

条例を改正しなければならないのだから、そのときに一緒にそういう規定も入れておいたらどうですか。特例規定とかいろいろ作らなければならないのだったら。

【事務局】

今回、住基の方も審査いただくのですが、それもやはり重要事項の方で読み込もうとしています。住基法の規定は別にあるのですが、今回、同じ住基ネットですが、番号法の規定で第三者点検をするということです。国の見解でも、重要事項についての審議という文言で読めるでしょうということでしたので、福岡県としては今のところ、そのように読もうかと考えています。

【櫻井委員】

資料5について質問させてください。このスケジュールというのは、福岡県のスケジュールですか、国のですか。

【事務局】

県のスケジュールです。

【櫻井委員】

では、パブコメと書いてあるのは、これはもうどこかに出ているのですか。

【事務局】

税務関係のものは、今もうホームページで出しております。

【櫻井委員】

そうですか。何か、意見が来ていたりするのでしょうか。

【事務局】

意見の状況についてはまだ確認はとれていませんが、パブコメが終わった後に担当課の方で寄せられた意見を踏まえて修正をかけたものが審議会に諮問されるということになります。

【櫻井委員】

すると、そういうプロセスで作成された資料がここに出てくるという理解でよろしいのですか。

【事務局】

資料として提出を求めれば出てきますけれども、得られた意見の状況も見たいということであれば、あらかじめ伝えておきます。

【櫻井委員】

そこまで立ち入るのは不要ですか。

【岡本部長】

いやいや、それは。

【櫻井委員】

お任せですか。

【岡本部長】

皆さんの御意見次第です。

【櫻井委員】

今、初めて見て、割と進んでいるのだなと思って。

【事務局】

先ほどお見せした資料4は、今ホームページで公表されているものの現物を印刷したものです。

【櫻井委員】

もう一つ、作業量の問題ですが、1時間で終わりそうな内容なのでしょうか。

【事務局】

実際の事務についてどの程度説明するかによって違ってくると思います。

【櫻井委員】

透明性の観点から議事録を作成しているようですが、審査する量が余りに多いにも関わらず、1時間で終わってしまうと、形式的にやっているのではないかと思われるのではないのでしょうか。例えば、事前に資料を送るというのも手段だと思います。それを勧めているわけではなくて……。量と時間ですね。

【事務局】

我々も今回初めてやるものではありませんので、一番スムーズに進めることができる方法を検討しなければならないところです。2月の審議会は、担当課が概要説明を行い、そこで意見があれば、ある程度出てくるのですが、そこで全てが完結するとは考えていません。3月の審議会で答申の審議を行うときに詳細な話になるのかなと思っています。

【岡本部長】

我々も初めての経験だから、説明を受けずに「これを見ておいてください。」と言われてもね。

【森委員】

評価書は県独自でそれぞれできる形なのですか。

【事務局】

そうです。各自治体でやることになります。

【森委員】

では、こちらではここは開示するけれど、こちらでは開示しないみたいな、地域によってのばらつきも当然出てくるということですか。

【事務局】

様式は決まっていて、委員会から提供された様式で、ここの項目も全部決まったものですが、システムの安全管理上公表してしまうとかえって安全が脅かされるような項目については、パブコメのときは公表しなくていいようにはなっているのですけれども、審査のときには全部出すようになっています。

【森委員】

例えば、これは、対象となる個人の数をこの中から選びましょうとかいうのを検討しているわけですね。これが自治体ごとによって変わって、この自治体では10万人以上であるけれど、こちら側だと1万人とかいうふうに全部違って。

【事務局】

市町村とかになれば対象の人数は減ってきます。

自治体によっては、全項目の評価にはなっていないところもあります。

【櫻井委員】

もう一点、このスケジュール、平成28年1月1日からの利用というのは、確定したスケジュールですか。システムの開発で遅れる可能性もあるのですか。国からの何か指示か何か、今後のスケジュールは。

【事務局】

現状では遅れるという話にはなっておりません。このスケジュールで進んでいる状況です。

【櫻井委員】

4月ではなくて1月という理由は何かあるのですか。税金の関係ですか。

【岡本部長】

税務だと1月1日が基準日になるから。

【事務局】

そうですね。

【岡本部長】

そのほか、何か御質問、意見等ございませんか。

【全委員】

なし。

【岡本部長】

では、議事については以上で終了とします。実際には、次回の会議で何がどうなるかというのを見てみないと分からないという話ですが。

では、3番目の「その他」でございます。何かございませんか。

【事務局】

特にございません。次回の日程でございますけれども、2月19日木曜日10時から、第二部会を開催させていただきます。そして引き続き11時から全体会議を開催させていただきます。場所は、本日と逆のエレベーターを使っていただいて、特9会議室になります。

【岡本部長】

では、本日の会議は以上で終了いたします。どうもお疲れさまでございました。